

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成24年8月1日
【会社名】 株式会社アパールデータ
【英訳名】 AVAL DATA CORPORATION
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 嶋 村 清
【本店の所在の場所】 東京都町田市旭町一丁目25番10号
【電話番号】 042(732)1000(代表)
【事務連絡者氏名】 管理本部 部長 大 関 拓 夫
【最寄りの連絡場所】 東京都町田市旭町一丁目25番10号
【電話番号】 042(732)1000(代表)
【事務連絡者氏名】 管理本部 部長 大 関 拓 夫
【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】 その他の者にする割当 0円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払
い込むべき金額の合計額を合算した金額
121,679,000円

- (注) 1. 本新株予約権証券は、平成24年6月21日開催の当社第53期
定時株主総会決議及び平成24年7月11日開催の当社取締役
役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的と
した「株式会社アパールデータ第3回新株予約権」と
して発行されるものである。
2. 「株式会社アパールデータ第3回新株予約権」は当社及
び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対する新株
予約権であり、無償で発行する。
3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、
新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場
合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に
際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少
する。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年7月11日に関東財務局長に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成24年8月1日に「発行数」「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」及び「新規発行による手取金の額」が確定いたしましたので、これらに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部証券情報

第1 募集事項

1 新規発行新株予約権証券

(1) 募集の条件

(2) 新株予約権の内容等

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

3【訂正箇所】

訂正箇所は____ 罫で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

(訂正前)

発行数	2,860個
	<省略>

(注) 1 本新株予約権証券は、平成24年6月21日開催の当社第53期定時株主総会決議及び平成24年7月11日開催の取締役会決議に基づき発行されるものである。

2 申込みの方法

申込期間内に所定の申込書を申込取扱場所に提出することにより行うものとする。

3 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであり、本新株予約権は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対して割当られる。

4 割当対象者の人数及び割当新株予約権数

本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当新株予約権数は以下のとおりである。

対象者	人数	割当新株 予約権数
当社の取締役（社外取締役1名を含む）	7名	350個
当社の監査役（社外監査役2名を含む）	3名	150個
当社の従業員	33名	1,320個
当社子会社の取締役	4名	200個
当社子会社の従業員	21名	840個
合計	68名	2,860個

(注) 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであり、社外役員においても経営監督の観点から、もとより目的を共有しているため、社外取締役1名及び社外監査役2名を当対象者に含めております。

(訂正後)

発行数	2,710個
	<省略>

(注) 1 本新株予約権証券は、平成24年6月21日開催の当社第53期定時株主総会決議及び平成24年7月11日開催の取締役会決議に基づき発行されるものである。

2 申込みの方法

申込期間内に所定の申込書を申込取扱場所に提出することにより行うものとする。

3 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであり、本新株予約権は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対して割当られる。

4 割当対象者の人数及び割当新株予約権数

本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当新株予約権数は以下のとおりである。

対象者	人数	割当新株 予約権数
当社の取締役	6名	300個
当社の監査役	1名	50個
当社の従業員	33名	1,320個
当社子会社の取締役	4名	200個
当社子会社の従業員	21名	840個
合計	65名	2,710個

(2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（第3回新株予約権） 当社普通株式は、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であり、議決権を有している。また、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	286,000 株 各新株予約権の1個当たりの目的である株式の数は100株とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割（または株式併合）の比率

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの行使に際して出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）に、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に定める新株予約権 1 個の株式の数を乗じた金額とする。</p> <p>2 行使価額</p> <p>行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場（スタンダード）が公表する当社普通株式の最終価格の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の前日の最終価格（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の最終価格）を下回る場合には、当該最終価格を行使価額とする。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>割当日後、当社が次の または を行う場合は、それぞれ次に定める算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>株式分割または株式併合を行う場合</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$ <p>時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$ <p>上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとする。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>金134,420,000円（注）</p> <p>（注）本有価証券届出書提出時の時価を基礎として算出された見込額である。</p>
	<p><省略></p>

（訂正後）

<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式（第3回新株予約権） 当社普通株式は、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であり、議決権を有している。また、単元株式数は100株である。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>271,000 株</p> <p>各新株予約権の1個当たりの目的である株式の数は100株とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割（または株式併合）の比率}$

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの行使に際して出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)に、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に定める新株予約権1個の株式の数を乗じた金額とする。</p> <p>2 行使価額</p> <p>449円</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>割当日後、当社が次の または を行う場合は、それぞれ次に定める算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>株式分割または株式併合を行う場合</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$ <p>時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$ <p>上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとする。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>金121,679,000円</p>
	<p>< 省略 ></p>

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)(注)1	発行諸費用の概算額(円)(注)2	差引手取金概算額(円)
134,420,000	500,000	133,920,000

(注)1 払込金額の総額は、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であり、本有価証券届出書提出時の時価を基準として算出された見込額である。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。

3 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取金概算額は減少する。

(訂正後)

払込金額の総額(円)(注)1	発行諸費用の概算額(円)(注)2	差引手取金概算額(円)
121,679,000	500,000	121,179,000

(注)1 払込金額の総額は、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額である。

- 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。
- 3 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取金概算額は減少する。